

安全データシート

1: 製造者情報

製品名 モノタロウ マンガン乾電池 単三
会社名 株式会社 MonotaRO
所在地 〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町 2-183 リベル 3 階
担当者名 商品お問合せ窓口
電話番号 0120-443-509
FAX 番号 0120-289-888
緊急連絡先 所在地と同じ
整理番号 M180613
製品記号：R6
公称電圧：1.5V
化学システム：亜鉛/二酸化マンガン
再充電の機能：あり ___ なし ___

2: 危険有害性成分及び組成情報

物質	CAS 番号	およその重量(%)
二酸化マンガン (MnO ₂)	1313-13-9	24.2
亜鉛(Zn)	7440-66-6	31.8
塩化アンモニウム (NH ₄ Cl)および 塩化亜鉛(ZnCl ₂) 混合溶液	/	26.4

不純物	CAS 番号	およその重量(%)
水銀(Hg)	7439-97-6	≤ 0.0001
鉛(Pb)	7439-92-1	≤ 0.1000
カドミウム (Cd)	7440-43-9	≤ 0.0020

3:物理的及び化学的性質

形態：	該当なし	比重 (H2O=1)	該当なし
沸点	該当なし	融点	該当なし
蒸気圧(mm Hg)	該当なし	蒸発率 (酢酸ブチル=1)	該当なし
蒸気密度 (AIR=1)	該当なし	pH	該当なし
水に対する溶解性	該当なし	外観および臭気	該当なし

4: 危険有害性の分類

該当なし

5: 反応性情報

安定性	不安定 ()	避けるべき条件
あり (X)	安定 (X)	

危険有害反応可能性 (避けるべき物質)

混触危険物質

危険有害な反応：	可能性がある ()	避けるべき条件
あり (X)	可能性はない (X)	

6: 健康に対する危険有害性情報

侵入経路 あり = (X)

吸入した場合 (該当なし)

皮膚 (該当なし)

飲み込んだ場合 (該当なし)

健康に対する危険有害性 (急性および慢性) / 毒性情報

電解液漏出の場合、電解質で汚染されると皮膚にかゆみを生ずることがある。電解液に触れると、重度の炎症や化学火傷を引き起こすことがある。電解質蒸気の吸入は、上気道および肺の炎症を引き起こす可能性がある。

7: 応急措置

電解液漏出が発生して皮膚に触れた場合は、直ちに洗い流すこと。

電解液が眼に入った場合は、多量の水で 15 分間洗い流し、医師の診断を受けること。

電解質蒸気を吸入した場合は、新鮮な空気を供給し、呼吸器系刺激が発生した際は医師の診断を受けること。 汚染された区域を換気すること。

8: 火災及び爆発の危険有害性情報

引火点 (Method Used): 該当なし	発火温度: 該当なし
爆発限界: 該当なし	爆発下限界: 該当なし
爆発上限界: 該当なし	消火剤: 該当なし
特別消防処置: 該当なし	
消火剤: 二酸化炭素、粉末消火剤、または泡消火器	

異常火災及び爆発の危険性

電池を火中に投入しないこと - 爆発のおそれあり。

電池をショート（短絡）させないこと - 爆発のおそれあり。

9: 漏出時の措置

成分が漏出した場合の措置

漏出した電池はゴム手袋で取り扱うこと。

電解液に直接触れないこと。

10: 取り扱い及び保管上の注意

安全な取り扱い及び保管に関する注意

電池は湿度の影響に対して非常に敏感なので、乾燥した、温度変化の少ない場所に保管すること。

ボイラーやラジエーターの近くに置かないこと。また、直射日光に当てないこと。電池を火中に投入しないこと。電池を充電しないこと。電池をショートさせないこと。電池のプラスとマイナスを間違えて入れないこと。乱雑に保管したり、保管された電池と金属物を混ぜて保管したりしないこと。 電池を分解しないこと。以上のような誤った取扱いをすると、電池が爆発したり、液漏れしたり、けがの原因を生じることがある。

11: 暴露防止／保護措置

作業暴露限度: 長期	該当なし	短期	該当なし
呼吸器の保護具 (型式の詳細)	該当なし		
換気	局所排気	特殊	該当なし
	機械式(汎用)	その他	該当なし
保護手袋	該当なし	眼の保護具	該当なし
その他の防護服または装備	該当なし		
作業/衛生管理対策	該当なし		

12: 環境影響情報

該当なし

13: 廃棄上の注意

電池の廃棄については、法令に従うこと。

14: 輸送上の注意

この電池は、“dry cell” に相当する電池であり、米国運輸省(DOT)や国際民間航空機関(ICAO)、国際航空輸送協会(IATA)、および国際海上危険物規則(IMDG)の輸送に関する規制を受けない。この電池の輸送に関する DOT の要求事項としては、唯一特別規定 123 があるだけであり、これには「乾電池で、危険な熱放出を防ぐような(例えば外部端子の効果的な絶縁などによる)措置を講じた上で輸送が申請された場合には、この条項の規制を受けない。」と規定されている。第 59 版 IATA (2018) によれば、航空機で輸送される電池は、ショート (短絡) しないよう保護され、ショート (短絡) を引き起こす可能性のある動作の影響から保護されなければならないとされている。

15: 適用法令

特別な要件は地方自治体の規制に従うこと。

16: その他の情報

この製品安全データシートのデータは、ここで指定された特定の物質にのみ関連するものとする。

17: 火災時の措置

火災の場合は、これらの電池またはその梱包材に対してあらゆる消火剤を使用してよい。破裂を防ぐために火に曝された場合は電池の外側を冷やすこと。消防士は自給式呼吸器を着用すること。